

価格点の算定方法（たたき台）

資料4

案1

東京都技術実績評価型を参考に作成

価格点 = (式 × 0.13 + 式 × 0.87)

式（上限は150点とする。）

$$150 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について以下の式によって算定する基準値（A）を下回る場合は、基準値（A）とする。

$$\text{基準値（A）} = \text{直接工事費} \times 75\% + \text{共通仮設費} \times 70\% + \text{現場管理費} \times 70\% + \text{一般管理費等} \times 30\% + \text{発生材売却費等}$$

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、式 の値は150点とする。

式（上限は150点とする。）

$$150 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{基準値（B）}} + \frac{\text{基準値（B）}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・基準値（B）は予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内において以下の式によって定める。

$$\text{基準値（B）} = \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\% + \text{発生材売却費等}$$

なお、基準値（A）及び基準値（B）の算定において、公共建築工事積算基準（以下「積算基準」という。）における直接工事費は、直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、直接工事費の額は積算基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じて得た額とし、現場管理費の額は積算基準における現場管理費の額に現場管理費相当額を加えて得た額とする。ただし、積算基準における直接工事費を直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合は、積算基準における直接工事費に10分の1を乗じて得た額を現場管理費相当額とする。

案2

東京都技術力評価型を参考に作成

価格点 = (式 × 0.4 + 式 × 0.6)

式（上限は150点とする。）

$$150 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について以下の式によって算定する基準値（A）を下回る場合は、基準値（A）とする。

$$\text{基準値（A）} = \text{直接工事費} \times 75\% + \text{共通仮設費} \times 70\% + \text{現場管理費} \times 70\% + \text{一般管理費等} \times 30\% + \text{発生材売却費等}$$

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、式 の値は150点とする。

式（上限は150点とする。）

$$150 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{基準値（B）}} + \frac{\text{基準値（B）}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・基準値（B）は予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内において以下の式によって定める。

$$\text{基準値（B）} = \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\% + \text{発生材売却費等}$$

なお、基準値（A）及び基準値（B）の算定において、公共建築工事積算基準（以下「積算基準」という。）における直接工事費は、直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、直接工事費の額は積算基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じて得た額とし、現場管理費の額は積算基準における現場管理費の額に現場管理費相当額を加えて得た額とする。ただし、積算基準における直接工事費を直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合は、積算基準における直接工事費に10分の1を乗じて得た額を現場管理費相当額とする。